

飲酒運転撲滅に関する宣言決議

交通事故をなくし安心して住み良い暮らしができる社会は、市民・県民共通の願いであるが、県下における交通事故死者は、平成18年11月末現在58人となっている。

これら交通事故の原因は、飲酒絡みによるものが約3割を占めるほか、沖縄県の飲酒運転による交通事故の致死率は全国の約2.7倍と高い比率を占めており、交通死亡事故に占める飲酒運転の割合も11年連続ワースト1の状況が続いているのが現状である。

この現状を鑑みると誠に由々しき事態であり、市街地を飲酒運転の車が徘徊し、市民・県民に危険を及ぼしている現状を容認することはできない。

このような交通事故に直結する飲酒運転を排除し、市民・県民を交通事故から守ることは、われわれの重大な責務である。

よって、本市議会は、交通事故に直結する飲酒運転を撲滅することにより悲惨な交通事故を防止し、安全で安心して暮らせる社会を確立するため、議員個々が「飲酒運転は犯罪である」ことを強く認識し、市民とともに「飲酒運転四（し）ない運動」を徹底することを誓い、ここに宣言する。

記

『飲酒運転四（し）ない運動』

- ・運転者は、運転するなら酒を飲まない。
- ・運転者は、酒を飲んだら運転しない。
- ・家庭・地域では、運転する人には酒をすすめない。
- ・家庭・地域では、酒を飲んだ人には運転させない。

以上、決議する。

平成18年12月1日

沖縄県うるま市議会